

国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、
次の要件を満たす方は、**保険料が減免**となります。

【保険料の**減免の対象**となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、
又は重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒**保険料を全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の
収入減少(※)が見込まれる世帯の方 ⇒**保険料の一部を減額**

※保険料が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入、給与収入、不動産収入又は山林収入の種類ごとにみた収入のいずれかが、令和3年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 令和3年の所得の合計額が1000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下であること

注：申請にあたっては、令和4年中の収入を証明する書類等が必要となります。

○**保険料の減免額**は、**減免対象保険料額** ($A \times B / C$) に**減免割合** (D) をかけた金額です。

減免対象の保険料(税)額 ($A \times B / C$)

- A:世帯の被保険者全員について算定した保険料額
B:世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる令和3年の所得額
C:主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の令和3年の合計所得金額

※Bの所得が0又はマイナス所得の場合は、減免対象外となります。

世帯の主たる生計維持者の令和3年の合計所得金額に応じた減免割合 (D)

- 300万円以下の場合 : 10分の10
400万円以下の場合 : 10分の8
550万円以下の場合 : 10分の6
750万円以下の場合 : 10分の4
1,000万円以下の場合 : 10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や、失業し非自発的失業者の軽減を受けられない場合には、合計所得金額にかかわらず、減免割合は10分の10となります。申請にあたっては、事業の廃止や失業を証明する書類が必要となります。

【申請期限】 令和5年3月31日

◆ 減免申請の翌々月以降に、減免後の保険料変更通知を送付する予定です。

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、
まずは下記へお問い合わせください。

小樽市福祉保険部 保険年金課 保険係 (窓口15番)

電話：0134-32-4111 内線289～291 FAX：0134-24-6168